

伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備基本計画（案）に対する 意見募集の結果について

1 実施の概要

- (1) 意見の周知方法 伊勢市、明和町、玉城町、度会町（以下、「構成市町」という）の広報紙で周知し、計画（案）を伊勢広域環境組合（以下、「組合」という）のホームページに掲載するとともに、構成市町の公共施設に置き縦覧に供しました。
- (2) 縦覧場所 伊勢広域環境組合（事務所、リサイクルプラザ）
伊勢市役所本庁舎（総務課、1階市民ホール）
二見総合支所生活福祉課
小俣総合支所生活福祉課
御菌総合支所生活福祉課
支所（神社、大湊、浜郷、宮本、豊浜、北浜、城田、四郷、沼木）
伊勢市立伊勢図書館
伊勢市立小俣図書館
いせトピア
二見生涯学習センター
いせ市民活動センター
明和町役場
玉城町役場
度会町役場
- (3) 意見の募集期間 令和3年8月4日（水）～9月3日（金）
- (4) 意見募集対象者 構成市町に在住または通勤、通学している方など
- (5) 意見の提出方法 直接持参、郵送、FAX または Eメール

2 意見募集の結果

意見者数 44 名

寄せられた意見については別紙 1 に示します。

※ 太字や下線などの表現は反映しておらず、明らかな誤字・脱字と思われるものについては、事務局で修正しています。

3 意見募集結果による計画（案）の修正

ごみ処理施設整備基本計画（案）について、今回のパブリックコメントを受けて、内容の修正はありません

4 意見内容及び組合の考え方

(1) 基本計画（案）に対する内容

意見の概要	組合の考え
ごみの減量化に関する意見	
<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量化に努めるべき。 意見 No. 20, 27, 30, 59, 63, 74, 79, 100, 108 	<p>ごみの減量化に関しては、引き続き構成市町と連携し、取り組んでまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 生ごみの減量化に努めるべき。 意見 No. 55 	<p>生ごみの減量化に関しても、引き続き構成市町と連携し、取り組んでまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 事業系ごみの減量化に取り組むべき 意見 No. 31, 69, 113, 116 	<p>事業系ごみの減量化に関しても、引き続き構成市町と連携し、取り組んでまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 事業系ごみの搬入料金を見直すべき。 意見 No. 24, 32, 117 	<p>基本計画においては、事業系ごみの料金の見直しによるごみの減量は見込んでいませんが、事業系ごみの明確化、搬入料金の見直しについては、検討してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量化について学校教育も進めるべき。 意見 No. 66 	<p>環境啓発や情報発信のための小学生の施設見学対応に加え、ごみ減量啓発のための機能などの施設も広く住民に開放します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 他自治体のごみの減量化への取り組みを参考とすべき。 意見 No. 68 	<p>ごみ減量化については、他自治体のごみの減量化への取り組みも参考にしつつ、引き続き構成市町と連携し、取り組んでまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ごみ減量のための説明会を開催してほしい。 意見 No. 71 	<p>ごみ減量のための説明会についても、引き続き構成市町と連携し、取り組んでまいります。</p>
ごみの処理方法に関する意見	
<ul style="list-style-type: none"> 大型木材の処理については、各地域内にある製材所と提携するような工夫をすべき。 意見 No. 33 	<p>大型木材の処理については、プラントメーカーへのアンケートも実施しましたが、明確な提案が得られなかったため、引き続き調査をしてまいります。</p>

意見の概要	組合の考え
<ul style="list-style-type: none"> 小型家電がどのような処理をされるのか詳細な説明をすべき。 <p style="text-align: center;">意見 No. 34</p>	<p>小型家電については、構成市町が収集時に分別し、組合では小型家電リサイクル法に基づき、小型家電の資源化委託を実施しています。</p> <p>住民に対する周知方法については、構成市町と協議し検討してまいります。</p>
プラスチックごみに関する意見	
<ul style="list-style-type: none"> 容器包装プラスチックの処理方針は、「プラスチック資源循環促進法」の法案に反している。 <p style="text-align: center;">意見 No. 94</p>	<p>容器包装プラスチックの処理については、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づいた処理を今後も継続する方針としています。</p> <p>また、容器包装プラスチック以外のプラスチックに処理については、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラスチック資源循環促進法」という。）」に基づき検討してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> プラスチックごみを燃やすことは「プラスチック資源循環促進法」の法案に反している。 <p style="text-align: center;">意見 No. 12, 13, 36, 106, 122</p>	<p>「プラスチック資源循環促進法」では、地方公共団体はプラスチックの資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を講ずるように努めることとされています。</p> <p>基本計画では、プラスチック使用製品廃棄物を今後リサイクルしないと定めているものではなく、今後の国の動向を注視するとしています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> プラスチックごみの資源化に努めるべき。 <p style="text-align: center;">意見 No. 58, 72</p>	<p>「プラスチック資源循環促進法」で示された目的を踏まえ、今後示される詳細な条件を基に構成市町と協議し、検討してまいります。</p>
発電・売電に関する意見	
<ul style="list-style-type: none"> 発電設備の建設・維持費は売電収入を上回るのではないか。 <p style="text-align: center;">意見 No. 75, 95, 107, 120, 123</p>	<p>既にアンケート回答を得ているプラントメーカーを対象に追加の調査を実施した結果、設計・建設費と20年間の運営・維持管理費を合計した総事業費において、発電しない場合では、売電収入を含めた発電する場合の事業費と比較し、約37億円の費用増になるとのことでした。これは建設費や維持管理費が減額となるものの、買電費用等の運営費が増額となり、売電収入がなくなることが影響したものです。また、交付金や交付税措置として見込んでいる収入も約79億円減額されることから、実質負担額では約116億円の費用増となると試算しています。この費用については、現時点の条件によるものであり、社会情勢や経済情勢の変化、施設内容や運営の詳細仕様等によって変化します。</p> <p>なお、基本計画では経済性だけでなく、温室効果ガス排出量削減のために廃棄物エネルギーの効率的な回収が必要であることも踏まえ、発電し売電する計画としています。</p>

意見の概要	組合の考え
<ul style="list-style-type: none"> プラスチックごみの減少に伴う発電量・売電量への影響を検証すべき。 <p style="text-align: center;">意見 No. 4, 25</p>	<p>現時点では、「プラスチック資源循環促進法」により、焼却するプラスチックの減少量やプラスチックの代替素材となることが想定される木材や紙等の焼却増加量など、発電量・売電量に与える全ての条件を予測することが困難であると考えています。</p> <p>なお、これまで構成市町が実施した組成調査で把握している可燃ごみ中の硬質プラスチック（製品プラスチックなど）の50%が分別されると仮定した場合、ごみ量として0.56%、発熱量として0.6%減少すると試算しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ごみ発電は、ごみを燃やすことについて肯定的な印象を広げてしまうのではないか。 <p style="text-align: center;">意見 No. 73</p>	<p>ごみ発電における環境負荷の低減や経済的メリットについては、積極的に発信していかなければならないと考えています。その際に、プラスチックの焼却は温室効果ガスの排出になるため、分別の協力をお願いしていくよう取り組んでまいります。</p>
環境への配慮に関する意見	
<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーを積極的に導入してほしい。 <p style="text-align: center;">意見 No. 17</p>	<p>ごみ発電において、草木や生ごみなどを用いて発電された電気は再生可能エネルギーとなります。新施設では、発電電力のうちの再生可能エネルギーの割合が多くなるよう、プラスチックの分別啓発について構成市町と協議し、取り組んでまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 焼却し発電する計画は、国や県の温室効果ガス削減の方針に反するのではないか。 <p style="text-align: center;">意見 No. 16, 19, 76, 82, 99, 105, 111, 119, 121</p>	<p>国が策定した廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月19日閣議決定）において、「焼却せざるを得ない廃棄物について、近年の熱回収技術の進展を踏まえ、廃棄物エネルギーの効率的な回収を通じた地域の廃棄物処理システムにおける温室効果ガスの排出削減を推進する」とあり、その上で「プラスチック資源循環促進法」では、再生可能エネルギーとならないプラスチックの焼却を削減する方針であると認識しています。</p> <p>新施設においてもその方針を踏まえた整備・運営を目指します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス排出量に配慮すべき <p style="text-align: center;">意見 No. 18, 43, 61, 67, 114</p>	<p>温室効果ガス排出量の算定に必要なごみ中のプラスチック比率について、現施設では国のマニュアルに示されている過去の全国平均を用いざるを得なかった状態であるのに対し、新施設では実測したプラスチック比率を用いることが可能となります。</p> <p>プラスチックの分別が温室効果ガスの排出量削減に大きく影響するため、プラスチックの分別啓発について構成市町と協議し、取り組んでまいります。</p>

意見の概要	組合の考え
<p>・温室効果ガス（CO₂ 排出）の削減可能量・目標を明示すべき。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">意見 No. 29, 45, 87</p>	<p>組合の温室効果ガス排出量は直近の令和 2 年度で約 26,400 t-CO₂/年と報告しています。</p> <p>新施設の稼働を開始する令和 9 年度の温室効果ガス排出量は、基本計画で設定した焼却量、プラスチック比率及びエネルギー使用量を基に算出すると、約 16,600 t-CO₂/年で、削減率は約 37%となります。ただし、これはプラスチック比率を実測値に変更することによる影響が大きく、現在と同じ過去の全国平均の比率で算出すると約 24,800 t-CO₂/年で削減率は 6%程度となります。</p> <p>このほか、二酸化炭素排出係数ゼロの電気を売電することにより、化石燃料由来の電力消費量を削減することに繋がります。この売電量を中部電力パワーグリッド（株）の二酸化炭素排出係数で試算すると約 7,100 t-CO₂/年となります。</p> <p>これらの試算は、削減量を保証するものではありませんが、温室効果ガスの排出量削減に繋がるような取組について、引き続き検討してまいります。</p>
<p>・ダイオキシン類等の排出が心配。安心できる根拠を示すべき。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">意見 No. 37, 110</p>	<p>新施設で設定している公害防止基準（排ガス中のダイオキシン類、水銀等）の設定値は、三重県下の施設の中でも最も厳しい自主基準を設けています。参考として、排ガス中のダイオキシン類濃度（単位：ng-TEQ/m³N）については、法規制値が現施設の 1.0 から新施設で 0.1 になりますが、さらに自主基準値を 0.05（現施設の法規制値の 20 分の 1）として設定いたしました。</p> <p>また、新施設の排ガスの測定結果については、これまでと同様に組合ホームページに公表していきます。</p>
<p>防災計画に関する意見</p>	
<p>・各市町単位でも災害廃棄物置き場について検討しておくべき。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">意見 No. 35</p>	<p>各市町では、災害廃棄物処理計画において二次仮置き場の設置を検討しています。平成 29 年の 21 号台風時には、各市町が仮置き場を設け、災害廃棄物が持ち込まれました。</p> <p>既存施設跡地に設置する仮置場は、構成市町が設置する仮置場から運搬される災害廃棄物が万が一新施設の想定貯留量を超過した場合などに仮置場として活用し、災害廃棄物を貯留することで、迅速な処理を可能とする計画としています。</p>
<p>・伊勢市の新施設に対する避難所指定を見直すべき。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">意見 No. 52</p>	<p>今後、新施設の避難所指定については指定者である伊勢市と協議を実施し、検討します。</p>

意見の概要	組合の考え
<ul style="list-style-type: none"> ・ 東南海地震最大規模の津波高も留意し、対策してほしい。 <p style="text-align: center;">意見 No. 54</p>	<p>津波の浸水に関しては満潮時に東北地方の震災と同等規模の東海、東南海、南海地震が連動して発生した場合で、防潮堤等の施設を全てないものとした場合の最大の浸水深を想定して、市がシミュレーションを実施しています。その結果として、建設候補地の浸水想定は無いものとなっております。</p> <p>また、洪水については想定しうる最大規模の降雨により宮川、相合川の水があふれた場合、あるいは内水氾濫により想定される 0.5mの浸水に対し1mの盛土を行うほか、浸水させてはいけない設備等は2階に配置する等、想定外の浸水時でも対応できる計画としています。</p>
エネルギー回収施設の処理方式に関する意見	
<ul style="list-style-type: none"> ・ ストーカ式以外の方式についても再度検討すべき。 <p style="text-align: center;">意見 No. 8, 62</p>	<p>プラントメーカーアンケートを実施した時点では、ストーカ式以外にも4つの処理方式について候補を挙げておりましたが、プラントメーカーの推奨を得られた方式がストーカのみという結果が得られております。この結果から、ストーカ式以外の方式とすると、どのプラントメーカーも推奨していない処理方式での募集となるため、事業者選定においてご応募いただける可能性が低くなり、競争性を確保できない危険性があります。</p> <p>上記に加え、全国的に採用実績が多く技術的な信頼性が高い、25～30年の長期的なライフサイクルコストが最も小さい、公害防止基準を順守できるなどの理由から、ストーカ式を選定しました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ プラスチックを焼却しないことを前提に処理方式の検証が必要。 <p style="text-align: center;">意見 No. 46</p>	<p>基本計画では、これまで構成市町が実施した組成調査で把握している可燃ごみ中の硬質プラスチック（製品プラスチックなど）の割合から試算した量であれば、ストーカ式による焼却において安定処理を継続することができると判断しました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみをどのように再資源化、再利用するか検討すべき。 <p style="text-align: center;">意見 No. 47, 101</p>	<p>新施設では、屋外に生ごみの堆肥化ができる設備を設け、体験教室等の環境啓発を行う計画としています。生ごみの資源化については新施設でも啓発を行った上で、引き続き構成市町とも連携し、検討してまいります。</p>
建築・土木計画に関する意見	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯カメラ、防犯灯を設置してほしい。 <p style="text-align: center;">意見 No. 5</p>	<p>ご意見として承り、安全・安心に配慮した施設となるよう検討してまいります。</p>

意見の概要	組合の考え
<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観に配慮した外構を採用してほしい。 <p style="text-align: center;">意見 No. 6</p>	<p>新施設では、周辺環境に配慮し、建設候補地周縁に緑地帯を設ける計画としています。植栽の選定にあたっては、伊勢市の景観計画に基づくほか、周辺の景観に配慮して検討してまいります。</p>
<p>事業方式（DBO方式）に関する意見</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 多岐にわたる業務を20年間ひとつの会社に任せることは、代表会社だけが利益を享受するになるのではないか。 <p style="text-align: center;">意見 No. 60</p>	<p>事業者選定時には、地元雇用等に配慮されるよう、入札関係書類について検討してまいります。</p>
<p>事業費に関する意見</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 総事業費 504 億円は高過ぎる。 <p style="text-align: center;">意見 No. 15, 49, 70, 78, 83, 85, 109</p>	<p>現時点はプラントメーカーからのアンケート結果を取りまとめた段階であり、今後、専門委員会を立ち上げて仕様書の精査や入札方法についての検討を進めます。</p> <p>他自治体の例との比較につきましては、事業範囲や、処理対象物等、発注内容の違い、また、発注年度による経済状況の変化等もあり簡単に比較ができない部分があります。</p> <p>基本計画本編の 175, 176 ページには、直近の同規模のエネルギー回収施設の事業費を比較した結果を掲載しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 売電収入が確実に確保できる根拠を示すべき。 <p style="text-align: center;">意見 No. 38</p>	<p>売電収入については建設費と同様に、プラントメーカーアンケートによって得られた回答を踏まえて算出しており、現段階の調査結果であるため、実際の費用は、今後の社会情勢や経済情勢の変化、施設内容や運営の詳細仕様等によって変化します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成市町の費用負担率について、その根拠を説明・周知すべき。 <p style="text-align: center;">意見 No. 23</p>	<p>各構成市町の負担割合につきましては、建設費と維持管理費と別々で計算しています。</p> <p>建設費については、10%を均等割、残りの90%を人口割とすることが組合の規約の中で定められています。維持管理費については、構成市町のごみ量に応じて負担割合を決めており、年度ごとに変動する値となっています。</p>

意見の概要	組合の考え
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費について検討委員会を立ち上げるなどして検討を深めるべき。 <p style="text-align: center;">意見 No. 10</p>	<p>これまで、組合では施設の運営を委託する事業者の選定時には、総合評価審査委員会を立ち上げ、外部の有識者に仕様書や選定基準に対しての意見を伺い、入札参加者の審査についても当該委員会委員で実施しています。</p> <p>今回のごみ処理施設の建設・運営事業者の選定の際にも同様に、専門委員会を立ち上げ、事業費の縮減についても検討します。</p>
<p>計画（案）全体に関する意見</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画におけるSDGsとの対応関係が実態に即していないのではないか。 <p style="text-align: center;">意見 No. 42</p>	<p>基本計画にある各基本方針に一番関連すると思われるSDGsを当てはめております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域での処理施設は、責任が十分果たせないのではないか。 <p style="text-align: center;">意見 No. 81</p>	<p>伊勢広域環境組合は、ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務等を共同処理するために設立した一部事務組合であり、新施設の設置、管理及び運営については組合の責任において、実施してまいります。</p>

(2) その他の内容

意見の概要	組合の考え
<p>建設候補地に関する意見</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設候補地の選定経緯について情報を公開すべき。 <p style="text-align: center;">意見 No. 7, 41</p>	<p>建設候補地については、組合ホームページで公表している「ごみ処理施設整備基本構想」に選定経緯を掲載しています。</p> <p>なお、他の候補地については、公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に関係市町の住民の間に混乱を生じさせるおそれ、特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあることから、非公開としています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設地が決定しているような誤解を与えている。 <p style="text-align: center;">意見 No. 89</p>	<p>今後の施設整備の計画を進める上で、誤解を与えないよう説明をしてまいります。</p>

意見の概要	組合の考え
住民合意に関する意見	
<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の合意を得て進めていくべき。 <p style="text-align: center;">意見 No. 39, 51, 57, 84, 90</p>	<p>地域住民のご理解を得られるよう、今後も引き続き協議を継続してまいります。</p>
基本計画策定に関する意見	
<ul style="list-style-type: none"> 「プラスチック資源循環促進法」の施行を待つべき。 <p style="text-align: center;">意見 No. 1, 21, 44, 56, 88, 93</p>	<p>基本計画策定後は、事業者選定に係る内容を検討していきますが、プラスチックの対応については基本計画策定後でも、入札関係書類の中で対応できると考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 建設地の選定、基本計画の策定は構成市町の議会承認が必要ではないか。 <p style="text-align: center;">意見 No. 2</p>	<p>ごみ処理施設の整備については、組合にその責務があり、これまでも構成市町の議員で構成された組合議会において協議をしています。</p> <p>また、市議会、町議会についても適宜報告していますので、引き続き構成市町と連携し、議会への報告等について進めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 専門家を招いた委員会で検討した上で策定すべき。 <p style="text-align: center;">意見 No. 98, 118</p>	<p>基本計画の検討にあたっては知識経験を有するもの、公共団体等の代表者、地域住民、関係行政機関の代表者からなる「伊勢広域環境組合ごみ処理施設基本計画策定員会」を設置し、検討を進めました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 十分な議論がなされていない。 <p style="text-align: center;">意見 No. 3</p>	<p>ご意見として承り、今後の計画策定等の進め方についての参考といたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 議事録を公開してほしい。 <p style="text-align: center;">意見 No. 97</p>	<p>基本計画策定に当たっての協議経過については「伊勢広域環境組合ごみ処理施設基本計画策定員会」の議事録を組合ホームページで公表しておりますのでご覧ください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 説明責任を果たしていない。 <p style="text-align: center;">意見 No. 92</p>	<p>ご意見として承り、今後の計画策定等の進め方についての参考といたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 基本計画の内容をもっと周知すべき。 <p style="text-align: center;">意見 No. 9</p>	<p>ご意見として承り、今後の計画策定等の進め方についての参考といたします。</p>

意見の概要	組合の考え
<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙で計画内容を周知すべき。 <p style="text-align: center;">意見 No. 124</p>	<p>関係市町と連携し、施設整備の内容について広報での周知に取り組んでまいります。</p>
住民説明会に関する意見	
<ul style="list-style-type: none"> ・説明会の開催回数、開催場所、開催時間を見直すべき。 <p style="text-align: center;">意見 No. 11, 14, 22, 28, 40, 50, 64, 65, 77, 80, 86, 96, 102, 104, 112, 115</p>	<p>基本計画（案）は意見募集のために4市町の公共施設での縦覧及び組合ホームページでの内容の閲覧が可能となっております。</p> <p>また、説明会開催後に当日資料と説明内容、議事録を組合ホームページに掲載しており、説明会に来られなかった方も内容を確認できるよう対応することから、構成市町と協議した結果、平日夜に1回の開催としました。</p> <p>なお、今後の施設整備に関する計画につきましては構成市町全体での説明会に加え、周辺地域での説明会開催を検討します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・説明会は意見募集の実施前に開催すべき。 <p style="text-align: center;">意見 No. 103</p>	<p>説明会については、ご意見をいただくにあたり、不明な点等をご質問いただき、疑義を解消することを目的としているため、基本計画（案）をご確認いただく期間も考慮し、意見募集の実施中に開催することとしました。</p>
入札に関する意見	
<ul style="list-style-type: none"> ・専門委員会をつくり、公正な入札をすべき。 <p style="text-align: center;">意見 No. 26, 48</p>	<p>これまで、組合では施設の運営を委託する事業者の選定時には、総合評価審査委員会を立ち上げ、外部の有識者に仕様書や選定基準に対しての意見を伺い、入札参加者の審査についても当該委員会委員で実施しています。</p> <p>今回のごみ処理施設の建設・運営事業者の選定の際にも同様に、専門委員会を立ち上げ、事業費の縮減についても検討します。</p>
追加施設に関する意見	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会に貢献する施設を新たに建設して欲しい。 <p style="text-align: center;">意見 No. 53, 91</p>	<p>場内のプラントや建築設備などに必要なエネルギーについては優先的に焼却エネルギーを利用しますが、その他の利用方法については今後関係市町の要望等を踏まえて柔軟に検討します。</p>

意見者	No.	寄せられた意見
A	1	<p>【次の 50 年間に備え、プラ資源循環促進法に対応する 4 市町の計画策定を踏まえた検討を行うべき。】</p> <p>去る 8 月 1 日西豊浜町の上区住民だけに限定した地元説明会（以下、前回説明会）でも発言しましたが、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、プラ資源循環促進法）が 6 月 4 日、参院本会議で可決、成立しました。</p> <p>同法はプラごみを焼却する「熱回収」を減らす一方で、リサイクル量を増やすことを重視しており、事実、法案を審議した参議院環境委員会で小泉進次郎環境相は、「熱回収をリサイクルとは（日本においても、今後は）呼ばない」ことを強調しています。今回の基本計画（案）においても、関連する記述がみられはするものの、なにより法案成立前段階であり、4 市町担当部局では、来春の施行にむけた詳細情報を待っている状況であるという事が、前回説明会で明らかにされました。すなわち、現在は「燃えるごみ」として回収しているうち、「日用品」に含まれるプラ製品の新たな分別回収の開始と、現在容器包装リサイクル法に基づき分別回収しているものの回収強化が強く求められることとなります。また、炉に投入される日用品プラスチック類が減少することの排熱発電等への影響も明らかにされなければなりません。政府から出される施行規則、通達などが出そろい、各市町におけるプラスチック資源循環戦略分別収集や 2050 年のカーボンフリー達成を含む次の 50 年間のごみ・資源分別回収が見通せる段階まで待ち、あるいは並行的に検討を行うため、少なくとも各市町の計画がそろそろ来春 3 月までは、本計画案の決定を待つべきと考えます。</p>
	2	<p>【新ごみ処理施設建設場所選定、計画案の策定は、本来、4 市町の議会承認を要するのではないか】</p> <p>本広域組合は地方自治法に基づき 4 市町が構成する一部事務組合ですが、各市町の意向や検討が行いにくい仕組みであることも僕なりにわかってきました。そもそも本広域組合は規約第 3 条において共同処理する事務として列挙するうち、ごみ処理に関しては、「ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務」とあるだけで、その「施設の設置」は、施設のコンセプト、設置場所の選定・決定に至るまで、各 4 市町が、事務組合の専決事項として全面委託しているのか、あいまいだと思います。</p> <p>例えば、私が、伊勢市当局（環境生活部環境課ごみゼロ推進係）から 8 月 6 日 16 時頃に電話でお聞きした話によれば、広域組合が開催した「ごみ処理施設基本構想策定委員会」（建設候補地選定における検討結果報告を決定している。2017. 6～2019. 4）、「ごみ処理施設基本計画策定委員会」（今回の基本計画書案を決定している。2020. 2～現在）のいずれも、各市町から参加する担当行政部署の部長級等職員は、委員会の終了後、（少なくとも伊勢市においては）担当部署内でその審議文書・資料や内容の共有化は行われておらず、委員と</p>

意見者	No.	寄せられた意見
		<p>して参加した職員が各審議文書資料を「個人的に」保管しているにすぎないということでした。そんなことが、許され得るのでしょうか。しかも、本来なら別途、組合から 4 市町長へ送付して当然である重要な委員会の議事録議事概要さえ送付しない広域組合の運営は、「地方自治の本旨」に照らして、「民主主義の学校」と呼ばれるに恥じない正常な姿といえるのでしょうか？加え、規約第 5 条に定める議会もその詳細運営（議会開催の会日会場、出席成立状況、議会で審議決定した事項などを掲載した議事録の、今の時代にふさわしい方法での公開は、行われておらず、本計画（案）も「全員協議会」では話題とされたものの、組合議会として承認を得たものではないようです。いずれも組合事務所に出向かねばわからない、本日現在でも、議員の名簿さえわからないというのでは前時代的な運営の貧困を感じます。</p> <p>2021 年 5 月 26 日に開催された第 8 回基本計画策定員会議事概要によれば、あくまで建設候補地の扱いで「建設地として確定しているわけではない」という発言があります。では、実際の「計画書の決定」や「建設候補地から、建設予定地への決定」はいつ、どこで、どのようにして決めるのだろうかと思えます。スケジュールによると令和 3 年 9 月に計画書の決定とありますが、私は、各 4 市町の議会に計画書案策定に至る経緯の報告と、審議承認手続きを経なければ、民主的な基本計画書の決定にはならないのではないかと思います。</p>
3		<p>【地球環境と快適な暮らしをみんなで支えあう、「わがこと」としての議論がされていない。】</p> <p>私たち自然から食べ物などの恵みを得て活動し、排泄物やごみを出します。忘れがちですが、それらも私たちを取り巻く自然の一部となります。昔、食べ物は自分たちで採取栽培するのがほとんどでしたが、現代では、そういったことはむしろほとんどなく、お金で買って手にいれます。つまり、ほとんどの食べ物は「商品」として包装容器に入って流通し、そして包装容器は食べる直前に役目を果たし、ゴミとなります。ゴミも有料の伊勢市のゴミ袋に入れて集積所に出した後のことは、ほとんどの市民には知られていないのが現状です。その状況で、ごみ処理施設の事を「わがこと」として考えられないのは、ある意味当然かも知れません。少し前の上区自治会住民説明会で、伊勢、玉城、度会、明和の首長さんたちが揃って出席し、住民に頭を下げられました。その後、首長さんたちは私たちに頭を下げたことにふさわしい市町内での啓発や議論の提起をしたのでしょうか？ 4 市町の住民説明会は 8 月 16 日（月）お盆明けの平日、19 時から、伊勢市内で開かれますが、そこで各市町から動員された公務員以外で、どれほどの住民が参加されるのでしょうか。それが、各町内での、各首長さんのこの問題への取り組み姿勢の指標となると思っています。「わがこと」と思うべきは、まず、各首長さんたちからです。ただ、50 年前の様子を知っている先輩からは、「当時から隣に移ることは、</p>

意見者	No.	寄せられた意見
		<p>遷宮方式として決まったことだ」と言われる方があります。当時、昭和 45 年から始まったコメ生産調整により、未だ全域通水ができてないなかでの宮川用水負担金をめぐる住民運動が盛んだったそうですが、その中でゴミ処理施設建設地を決められたわけですが、その際に、将来必要になる建替用地も隣接地で確保すること（遷宮方式）が決まったというものです。実際、今回、新施設が供用された後、現行施設を取り壊した跡地は売却処分などはせず、そのまま広域組合の所有地のままとなりますが、50 年後、次回のごみ処理施設の更新建て替え時に、旧施設の取り壊し跡地に建設するというのは、ある意味合理的です。50 年前に現行のごみ処理施設建設時にも、全く同じような「遷宮方式」検討がされたとしても、不思議ではありません。しかし、既に 50 年前に決まったことではなしに、関係市町で再びどんなごみ処理施設をどこに建設するのか、「じぶんごと」として考えられるように提起するのが、面倒でも民主的というものではないでしょうか。建設候補地をひとつまで絞り切ってから該当の上区自治会だけに集中的に「広域環境組合たより」の配布や、特別要望への応答などの説得工作を行った上で、全地区に、上区住民は公民館建設などと引き換えに、地元は既に了承したように提起するのはいかなもののでしょうか。</p> <p>公民館の立て替えは嬉しいですが、すぐ近所にある市役所豊浜支所は、ぼろのままにするのでしょうか。</p> <p>地元民としては切実でも、ごみ処理施設建設承認と引き換えにこれらの措置が行われることは、他の候補地自治会でも羨ましいとはなりません。建設承諾地域への特別待遇を行うことも含めて、ひろく周知すべきではなかったのでしょうか。</p> <p>ごみ処理施設は単独市町の事業としては厳しいだけに、広域組合方式とするうえでは、重要な計画検討においては、出来るだけ民主的な手続きを踏むように配慮されるべきだし、まだ、間に合うと思います。</p> <p>建設候補地の選定について、透明な情報の公開が必要だと思います。</p>
4		<p>【プラ資源循環法の影響見積もりが、甘いのではないかな。科学的な根拠をもっと示してほしい。】</p> <p>西豊浜町の上区自治会住民にだけ配布された「広域環境組合たより」の第 4 号（8 月 10 日発行）に記載されている右図の「補足説明」によると、妥当性はともかく、分別実施率を 50% と仮定し、それが可燃ごみ総量の 0.56% 減（おそらく重量比と思われる）とすると、分別実施前の可燃ごみ 100 kg について、そのうち 1.12 kg がプラスチック類であることになる。（可燃ごみ 100 kg のうち、プラ類 1.12 kg × 分別率 50% = 0.56 kg の減少となるから。）</p> <p>ということは、それ以外の非プラ類可燃ごみは、100 kg - 1.12 kg = 98.88 kg ということになるが、そのうち大部分は、水分が 7～8 割の重量を占める「生</p>

意見者	No.	寄せられた意見
		<p>ごみ」であろう。この生ごみの水分は、燃焼カロリーに寄与しないため、実際に燃える炭水化物類の重量は、$98.88 \text{ kg} \times (1 - 0.8 \sim 0.7) = 19.8 \sim 29.7 \text{ kg}$ が可燃乾燥生ごみの重量となる。という事は、プラ類が 0.56 kg の減少ということは、プラ分別前の可燃ごみ 100 kg あたり、水分を除いた乾燥可燃ごみは ($19.8 \sim 29.7 \text{ kg} + 1.12 \text{ kg}$)、約 21 kg～31 kg となり、プラ類の減少 0.56 kg は 2.7～1.8% に相当します。単純な計算ではあるが、カロリーの減少は「補足説明」でいうような、0.60% で済むとはとても思えません。もし、2.7% の発生カロリーの減少となると、燃焼排ガス（水蒸気や炭酸ガス等）の比熱は小さいので、その温度低下は大きいと思われ、熱交換器で発電タービンを回すのに回収するリサイクルエネルギー（熱量）はかなり下がるのではないかと、そのことによる政府補助金への影響も心配です。更に排ガスの温度が低下するとダイオキシン類の発生事故の頻度が増えることも心配です。</p> <p>従って、以下の項目を、プラ資源回収法施行による影響の評価として科学的に、検証可能なように明確に説明することを、要求します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 現在可燃ごみに含まれているプラ類の性状（どんなプラスチックか）とその重量のデータ ② その分別回収率を 50% と仮定することの妥当性（到達実現性）、 ③ 燃焼カロリーの減少幅の計算根拠、 ④ 燃焼ガス温度の低下への影響度合、 ⑤ ダイオキシン発生温度域にまで低下する事故頻度の変化の見込み（現状と、分別後の比較） ⑥ 排熱回収発電の効率への影響（補助金への影響や、発電量、売電収入への影響）
B	5	<p>防犯面・防災面 防犯・防災 P.65</p> <p>伊勢広域環境組合のごみ処理施設整備基本計画(案)についてを拝見させていただきました。このことについては、以前にボランティアで携わらせてもらっている関係で説明をしてもらいました。そして、今回も再度、計画案を見せてもらいました。専門的な面では、理解できない面が多々ありますが、何も異論はありません。新しい施設を楽しみにしています。</p> <p>只一つ、防犯面においても配慮がなされていることも十分に読ませていただきました。多分、当然ながら、お考えいただいておりますと思いますが、下記に外部施設の面での要望を述べさせていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 防犯カメラや防犯灯の設置をお願いします。 <p>私たちボランティア（リサイクルプラザ運営委員）が、土曜日、日曜日に当番で居る際には何も無いことは分かっているにもかかわらず施設内(外)を見てまわるといって心掛けています。もち論、これまで何ら不審者も見かけていませんが、この件を是非お願いします。</p>

意見者	No.	寄せられた意見
	6	2. 今のような「生け垣」でなく、又、物々しい堀でなく今どきの簡素で、見た目に美しい、施設をも傍観できる高さの物をお考え下さい。 2021. 8. 24
C	7	新ごみ処理施設整備基本計画(案)に対して ・建設候補地について 現候補地以外どの様なところを検討したのか。地理的には、伊勢と度会の間が最適と思うが。(山間部で、環境的には問題ないと思うが、ダイオキシン、他のことも)
	8	ストーカ方式のみの選定で、他の方式を検討していないとのことですが、国の方針の変更もあったことで再度立ちどまって、考えなおすことも必要ではないか。
	9	私の所は西豊浜町の森で焼却場の建てかえのことも知らされておらず、500億という高額な建設費にはもっと市民に知らせるべきではないか。
	10	専門部会をつくり、もっと費用についてもメーカーばかりでなく検討を深めるべきではないか。
D	11	新ごみ処理施設計画(案)に対する意見書 私は森地区の住人です。上地区の人たちは 8/1 日に学校で説明会が開かれたそうですが…。何も知らされていない私は、本当にビックリしました。ゴミは環境に対する大事な問題ですから、森地区にもゴミ説明会開くべきです。ゴミ分別については、住民、みんなが協力していますので、ぜひ要望します。
	12	プラゴミが大量に必要となる計画案は反対です。プラスチック資源循環法が施行される件について逆行するんじゃないですか？この計画は見直すべきだとつくづく思います。
E	13	新ごみ処理施設整備基本計画(案)に対して プラスチック資源循環法や時代の環境認識に逆行する案ではないですか。資源化を進めるのに賛成ですのでこの案には反対します。
F	14	新ごみ処理施設整備基本計画案 私の地区でも説明会を開いてほしい。もう一度聞きたい、質問したい事もある。
G	15	いつも市のためにご尽力をいただいております。 この度の計画案は、松阪市などに比べて桁外れに費用がかかること、
	16	県で 2050 年に二酸化炭素排出実質ゼロのゼロエミッション宣言を行っているにもかかわらず、焼却ありきのごみ処理施設になってしまっているところに、再考の余地があるように見受けられました。 徳島県の上勝町や鹿児島の大崎町のようなリサイクル率の高い施設を建設し、未来の世代を守る、誇りを持つことのできる市になったらいいなあ、と個人的に希望しています。
	17	施設の断熱や再生可能エネルギーを導入することについても積極的であっ

意見者	No.	寄せられた意見
		てほしいと思います。
	18	温暖化の激化は深刻化で、国際的な圧力がかかって二酸化炭素排出の激しい施設には炭素税がかかったり、規制がかかってせつかく新設した途端に座礁資産となってしまう危険もあります。環境保護に関する配慮を今一度ご検討をお願いします。
H	19	<p>ごみ処理施設についての意見</p> <p>プラスチック製品減量化の方向でスプーンストローなどプラスチックが禁止されごみの減量と CO²削減の方向が国から出され国の方針がゴミの削減の方向に切り変わりました。この時期大型焼却炉の導入は時代に逆行していると思います。</p>
	20	<p>ゴミのリサイクル率を上げ、生ゴミの処理を工夫してゴミを資源として活用している自治体もあるとききます。熱回収で発電するのもしリサイクルと云わないと国は云っています。ゴミの減量化、リサイクル率をアップして必要最低限の焼却炉の計画をよろしくおねがいします。</p>
I	21	<p>過日（8/16）小俣図書館での「説明会」に参加した者です。住民が納得することのできるものをつくる（これは広域環境組合の皆さんの思いでもあると思ってますが…）上での意見です。</p> <p>「プラスチックゴミ」については、まだ具体的なことが国からも伝わっていない、ということでした。大量の税金を使うのですから、そのことについてより具体的なことをつかみ、それをふまえての基本計画のねり直しが必要です。</p>
	22	<p>一、</p> <p>住民の納得を得るためには、やはり「説明会」が必要です。そこでの質問、意見は皆さんが努力してみえる基本計画作成にもつながります。度会、玉城、明和での説明会の開催が最低必要です。（伊勢もあと2～3回は必要）</p>
	23	<p>一、</p> <p>費用の負担率をその根拠も含めて、明確に4市町の住民に知らせるべきです。</p> <p>維持管理費の負担をゴミ量で、というのは合理的で各市町の住民も納得できるものです。</p> <p>建設に関わる部分が人口割というのは納得しかねます。「規約で」という説明でしたが、どういうことなのか、どういう理論的うらづけからそうになっているのかの説明が必要です。</p> <p>建設に関わる部分についても、当然「ゴミ処理」施設ですから、恩恵を受ける者、市町が適切な負担をすべきです。</p>
	24	<p>また、企業ゴミはそれを出す「企業」が、市民、町民が出す「家庭ゴミ」と応分の負担をその企業がすべきことです。そのことについても明らかにしていただきたいと切望します。（乱筆でごめんなさい）</p>

意見者	No.	寄せられた意見
J	25	プラスチックゴミの一定量以上の混入を前提にしているが、新たな法律により規制されれば電気の売電収入が減るのではないか。
	26	総額 504 億円の見積りは業社の言い値であって、専門的な委員会をこちら側がつくって考えなければならない。その上で公正な入札をお願いしたい。
	27	ゴミの減量をしっかり行えるよう望む。
	28	説明会を 4 市町で 1 ヶ所 1 回のみというのはお粗末。最低限 4 市町ごと、伊勢市は旧 4 市町村で実施してほしい。
K	29	<p>現在のごみ処理施設は、ごみ焼却により年間約 2 万 6,418 トン（二酸化炭素、2019 年度）もの温室効果ガスを排出しています。伊勢地域では横浜ゴム三重工場に次ぐ排出量です。地球温暖化による気候危機の進行をくい止めるためにごみ処理施設からの排出を大削減することが必要です。基本計画案はこの温室効果ガスを 2030 年、2050 年までにどこまで減らすのか、明示すべきです。</p>
	30	<p>ごみ焼却により温室効果ガスが発生します。気候危機を回避するためには 2050 年までに温室効果ガスを 100%減らして実質ゼロにするごみ量の削減が必要です。しかし、新ごみ処理施設の計画案は 2045 年度でも、わずか 16.8%減（2015 年度比）に留まり、住民 1 人当たりのごみ焼却量では現在よりも増加という計画です。（2015 年度日量 890 グラムに対して 2045 年度 903 グラム）</p> <p>このようなごみ量を前提に新施設は日量 205 トンもの焼却炉を建設するプランですが、時代は「ごみは燃やして処理するもの」というシステムからの転換を求めています。ごみの焼却量を根本的に減らして、脱炭素社会にふさわしいごみ処理施設にすべきです。 以上</p>
	31	<p>事業系ごみの削減に取り組むことを求めます</p> <p>気候危機回避のために排出する CO₂をとことん減らすことが求められています。しかし、伊勢広域のごみ処理施設計画案は CO₂削減目標を明確にせず、ごみ焼却を減らすことにはおざなりです。</p> <p>なかでも事業系ごみには甘くまったく消極的です。処理場に持ち込む事業系ごみ量に至っては伊勢市の場合、2020 年度 4,147 トン（年）が 2046 年に至るまで変化しない計画で、脱炭素のとりくみは無視されています。</p> <p>伊勢市の事業系ごみは焼却ごみ量の 37.1%を占め、他町に比べ異常な多さです。</p> <p>住民がごみの減量に取り組んでいるにもかかわらず伊勢市が事業系ごみの搬入を野放しにしているのでごみが減りません。営業により出る事業系ごみと家庭系ごみを区別した対応が必要です。</p>
	32	<p>法律は、事業者の事業活動に伴って生じる廃棄物は自らの責任での処理を求めています。したがって、自治体の処理場に持ち込む場合には、適正なコストの負担が求められます。</p> <p>他市ではごみ処理場に搬入する事業系ごみと家庭系ごみの料金に差をつけ</p>

意見者	No.	寄せられた意見
		<p>ていますが、伊勢広域では同じ金額になっています。そして事業系ごみの搬入料金は他市よりも安く優遇されています。</p> <p>《事業系ごみの搬入料金》150kgの場合 伊勢市 1,950円 松阪市 2,250円 津市 2,250円</p> <p>広域組合と伊勢市は、事業者焼却ごみの実態調査を行い、事業者自ら処理する責任を徹底し、適正な処理料金にすべきです。 以上</p>
L	33	<p>1. 3.1.6の(1)項 大形木材の処理設備について(89頁)</p> <p>かつて、直径が10cm以上の木材は処理できない旨を聞いて、その理由をお尋ねしたところ、「焼却炉に投入するため長さを切断する必要があるが、その切断機の構造が木材以外に畳他いろいろな物に対応するために、ギロチン方式を採用している」との説明がありました。新設機も、112頁の4)項(前処理機械の形式)を読んで現状設備と変わらないものと想像します。</p> <p>丸太を繊維方向(材の長手方向)にギロチンのような刃物で圧力をかければ割れますが、木材を繊維と直角にギロチンのような刃物で切断(せん断)することは容易でないと考えます。木材の横切りは、丸鋸歯(横切り専用のチップソー)やチェーンソーを使用するのが一般的です。</p> <p>製紙原料のチップを納入している会社で、チップパー機に入らない直径の大きい丸太は製材機で小割してチップパー機に入れる、そのために製材機を設備していると聞いたことがあります。粗大ごみ用切断機で切断できない断面の大きい木材の処理については、製材機で小割した材を持ち込んでもらうのが合理的であると考えます。</p> <p>焼却炉メーカーの標準仕様から外れて特別仕様の装置を付けて、そのメンテナンスに余分な手間・費用がかかることがあったら意味がないと思います。それより、各地域内にある製材所と提携し、大型木材の処理が生じた場合は、どこの地域であれば、どこの製材所で小割処理をしてもらってから持ち込む、といった仕組みを作れないでしょうか。処理を依頼する側は、余分な費用を負担しないといけませんが、現状と同じく10cm以上の木材は処理できないと言われるよりは、「こうしてもらえば持ち込みできます」と言われた方が処理をしてもらう側は助かると思います。(私も経験していますので)</p>
	34	<p>2. 4.2.1の(3)項 小型家電の分別方法について(123頁)</p> <p>我が家には古い携帯電話器が5台とデジカメが1台ありますが、ごみとして捨てても、どう処理されるのかわからないため保管しています。小型家電の処理について、分別後に高品位家電がどのように処理がなされるのか、詳細の説明がありません。対象品について市民はどのような対応をすればよいのかおたずねします。</p>
	35	<p>3. 震災時等の対応策 1) 仮置き場の設置(69頁)</p> <p>この地域も東南海地震の被災が予測されていますので、計画案は絶対に必要な施設だと思います。ぜひ実施をお願いいたします。</p>

意見者	No.	寄せられた意見
		<p>同様に各町単位でも災害廃棄物置場について検討しておく必要があると思いますが、この点についても提言していただくとベターかと考えます。</p> <p>-以上-</p>
M	36	<p>脱炭素に逆行、自治体にはお荷物施設—ごみ発電計画は撤回を</p> <p>新ごみ処理施設は、エネルギー回収施設（現ごみ焼却施設）とマテリアルリサイクル推進施設（現粗大ごみ処理施設）の二大部門に分かれます。エネルギー回収施設とはごみを焼却して発電する施設のことです。効率的な発電を行うためには大量のごみとともに火力の強いプラスチックごみが必要ですが、ことし6月に成立した「プラスチック資源循環法」により、分別収集、リサイクルに力を入れていくことになり、プラごみの焼却は大きく制限されることになりました。また、プラごみの焼却は大量の温室効果ガスを発生させるので脱炭素に逆行しますから、ごみ発電計画の採用は撤回すべきです。小泉環境相もごみ発電を指す「熱回収はリサイクルとは呼ばない」と言っています。（参議院環境委員会）。広域組合は「プラスチック資源循環法」による計画への影響を明確に語るべきです。</p>
	37	<p>ごみと廃プラの焼却にダイオキシンはつきもの—大量焼却は安心できません</p> <p>プラスチックごみを燃やせばダイオキシンなどの化学物質が発生します。広域組合は煙の中のダイオキシン濃度は基準値以下だと言いますが、燃やすごみの総量が増えればダイオキシンの発生量も増えてしまいます。ごみの焼却によって水銀、鉛、ひ素などの有害物質も発生します。環境への心配を少なくするにはごみの焼却を減らすことが一番ですが、大きく減らす計画になっていません。これでは安心できません。広域組合は安心できるという根拠を示すべきです。</p>
	38	<p>2.5億の売電収入は幻想、お荷物施設化は必至です</p> <p>計画案はごみ発電により年間2.5億円の売電収入を見込んでいます。しかし、ごみ発電は焼却施設の建設費が高いうえに、強い火力で燃やすために補修費など高額な運営・維持管理費が必要になります。</p> <p>運営・維持管理費は現在の施設では年間6.8億円（2019年度）程度ですが、新施設では10.9億円と4億円も高くなり、市町の財政を圧迫します。</p> <p>今後プラスチックに対する規制が強化されますから、焼却炉に投入するプラごみが減ると計画発電量が実現できません。2.5億円とする売電収入はあてにできないのです。広域組合は2.5億円が確実に確保できる根拠を示すべきです。 以上</p>
	39	<p>「地域に開かれ親しまれる施設」というが、実態は住民そっちのけ</p> <p>計画案は施設整備の基本方針として新施設を「地域に開かれ親しまれる施設」とアピールしています。しかし計画案を審議した有識者委員は「親しまれることは難しい…（住民には）受け入れにくい」と述べ、また建設候補地周辺地域の委員は「地域住民の大多数の賛成を得ているわけではなく、建設</p>

意見者	No.	寄せられた意見
		<p>地として確定しているわけではない」と言っています。(2021年5月26日、第8回基本計画策定委員会)</p> <p>地域住民の賛成を得ているわけではなく、建設地として確定しているわけでもないのに、施設整備計画を作成することは、住民無視の行為であり認められません。計画案を撤回すべきです。</p>
	40	<p>一部地域と他の地域への扱いが差別的</p> <p>広域組合は建設候補地から半径3キロメートルを環境影響の及ぶ範囲としていますが、「親しまれることは難しい」施設の建設について、周辺地域住民への説明責任を一部地域を除き果たしているとは言えません。広域組合は、西豊浜町上区に対しては、全住民対象の説明会を開催し住民一人一人から広域組合に対する要望について、個別に回答しているが、他の地域住民にはそんなことはやっておらず差別扱いを行っていると言わざるを得ません。ごみ処理施設からの環境影響に関しては、西豊浜上区と他の地域とは区別する理由がありません。他の地域に対しても全住民対象で上区と同様の説明会を開催すべきです。</p>
	41	<p>建設候補地選定の経過をガラス張りにせよ</p> <p>建設候補地の選定を協議した会議の会議録が非公開となっており、これでは住民の納得が得られるわけがありません。当該会議録の公開を要求します。</p>
	42	<p>実態と異なるSDGsの僭称はやめるべきです</p> <p>計画案は施設整備の基本方針の項目ごとに、SDGs（持続可能な開発目標）のマークを配置しているが、まったく実態にふさわしくありません。</p>
N	43	<p>例えば、「気候変動に具体的な対策を」のマークを配置していますが、ごみ処理施設から排出する温室効果ガスを大きく削減する具体的対策を示していません。以上</p>
	44	<p>ごみ処理施設整備基本計画 全体構想について</p> <p>昨年10月政府は地球環境問題について方針を大きく変更した。CO₂排出量削減にかかわる問題とプラゴミの完全リサイクル計画である。伊勢市の当該案はこの政府方針変更以前のいわば古い考えに立った計画であり、今後の推移を考えれば「大型炉発電併用」は不適切であると云わざるを得ない。計画を一旦凍結した上で、新しい事態に対応するものに再考すべきと考える。</p> <p>ではどのような計画にすべきか。3点について申し述べたい。</p>
	45	<p>1. CO₂排出量については削減をめざすのは当然だが、現状がどうなっているのか把握した上で計画を立てるべき。すなわち、カーボンニュートラルの割合は何%なのか。…いずれ政府より、算定のためのガイダンスが行われる…その上に立って、a) ゴミ収集を減らすのかどうか。 b) 焼却量を減らすのかどうか。 c) カーボンニュートラルで何%を目指すのかを公表すべきである。CO₂排出量を削減しなければ、課徴金や炭素税の対象となることも考えら</p>

意見者	No.	寄せられた意見
		<p>れる住民負担の増は避けるべきである。</p> <p>2. 政府は 2035 まではプラゴミ 100%リサイクルを明言した。プラゴミの焼却は不可能あるいは困難となることを予測すべきである。その上に立ってどのような焼却炉が適切か検証が必要。</p> <p>3. 生ゴミ（フードロスを含めて）をどのように処理するか。焼却だけが唯一の方法でないはず…。どのように再資源化、再利用するか、最近の科学的知見に立って再計画すべきである。</p> <p>例えば日経 8/24 付記事のような件も参考になるはず…。たゞ H₂ の商業化はサプライチェーンの問題などがある。とりあえず発電して利用する…カーボンニュートラルに対応している…。</p>
0	48	<p>意見 官・業なれあいの産物—「財源計画」は撤回すべき！</p> <p>基本計画案は総事業費 504 億円を前提として、「財源計画」なるものを示しています。しかし、504 億円はメーカーアンケート（4 社）の平均値をそのまま計上したものであり、自治体として何ら事業費を吟味、積算した金額ではありません。メーカー言いなりの金額を根拠に、「財源計画」を作ることは不適切、不見識と言わねばなりません。「財源計画」は官・業なれ合いの産物であり住民の信頼を損ねるものです。</p> <p>「総事業費」は 504 億円はごみ焼却施設と粗大・資源ごみ処理施設とを合わせた金額ですが、ごみ焼却施設部分について同規模の松阪市と比較すると、松阪市 126 億円（2015 年度稼働）に対し、伊勢広域は 376 億円（2027 年度稼働）であり、建設時期が違うとはいえ高すぎます。プラントメーカーの言いなりの値段ではなく、松阪市のように有識者による専門委員会をつくり、さらに入札も完全競争入札にして、住民が納得できる事業費にすべきではないでしょうか。</p>
	49	<p>3 年前から住民負担は始まっている</p> <p>過大な事業費を賄うために、2018 年度から積み立てが始まり、4 市町から伊勢広域組合への分担金は膨れ上がっています。伊勢市が伊勢広域へ納める分担金は年 8 億円台で、2017 年度 8 億 4200 万円であったものが、18 年度 12 億 200 万円、19 年度 11 億 7700 万円と 3 億円以上も激増しています。</p> <p>この積立により、住民負担や住民予算の切り捨てがいつそう激しくなっています。</p> <p>1. 介護保険料の値上げ 3 年ごとに見直される介護保険料が、2019 年度から伊勢市では値上げが強行されました。（県下では約半数の市町が値上げしていません）</p> <p>2. 非正規公務員のボーナス切り下げ 2018 年度から支給されることになった非正規公務員（会計年度任用職員）は、全国標準では 2.55 ヶ月分（年）ですが伊勢市は 1.4 ヶ月分しか支給して</p>

意見者	No.	寄せられた意見
		<p>いません。(志摩市や鳥羽市では標準月数支給となっています)</p> <p>上記は一例ですが、過大なごみ処理施設計画のために、住民を困らせる行政がいつそう続くこととなります。「財源計画」は撤回すべきです。以上</p>
P	50	<p>①基本方針6「地域に開かれ親しまれる施設」</p> <p>基本計画案の住民説明会が伊勢市の1カ所とは納得できない。明和、度会、玉城の各町で開催すべきである。わたしたちの要望に対して「ホームページを見よ」とだけで、どうして「地域に開かれて」いるのか。先日の伊勢市の説明会に玉城町の住民の参加は無かった。</p> <p>また、建設予定地の土地所有者がいる地域だけを地元として捉え、全住民対象の説明会を開いている。環境組合は建設予定地から半径3km以内を環境影響が及ぶとしているのに、他の多くの周辺地域では説明会を開いていない。</p>
	51	<p>煙はどの方向にも流れていきます。松阪市のごみ処理場は三方が山に囲まれた盆地のような所にあります。松阪市では何よりも早く、地元自治会への説明会を開き、地域合意を取り付けています。地域合意とは関係する4自治会の全住民の合意のことです。伊勢の建設予定地は開けた所であり、影響を与える地域は広範囲です。もっと近隣に住む住民を大切にすべきです。</p>
Q	52	<p>ごみ処理施設、避難所として、安全度★★から★★★に変更提案 概要版_7ページ_防災機能計画</p> <p>建設候補地区では、年一回の避難訓練で、現ごみ処理施設2階の搬入場所を避難場所の一つとして使わせてもらっています。現施設は標高7.6mもあり津波には安心です。</p> <p>今回の計画では、相合川の洪水を想定し、1mの建設用地の嵩上げ、より災害に強くなります。伊勢市の避難所一覧では、現施設、安全度★★になっています。新施設建設を機に安全度★★★に設備等の拡充を希望します。安全度が増すことにより、ごみ処理施設整備の基本コンセプトに謳われています、周辺の地域に親しまれる施設になると思います。</p> <p>安全度★★ →一定の安全性が確保された避難所 安全度★★★→十分に安全な避難所(市内に35カ所あり)</p>
R	53	<p>公設温水プール建設実現 防災計画 A、2全体計画より 3ページ 項目 2) 本計画の対象施設及び処理対象物表 対象施設 エネルギー回収施設※1</p> <p>※1、ゴミの焼却によって発生する熱エネルギーを、発電や熱(温水、蒸気)として回収する施設のことをいう。</p> <p>上記記載事項において、廃熱を利用した温水プールの建設実現。</p> <p>又、「伊勢市第9次老人福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)」におけるパブリックコメント結果概要について、に於ける。資料にも記載通り。</p> <p>P8 その他 項目39</p>

意見者	No.	寄せられた意見
		低年金者、社会的弱者（含、障害者）のために公設、公営の温水プールを建設してほしい。
	54	B、2) 防災機能計画 7ページ 1 m嵩上げ（盛り土）を行い想定浸水深より 0.5m高い計画地盤高とします。 又、67ページ ②計画GL（計画地盤高）の設定 5行目 細部説明による 二級河川外城田川水系の河川に負担がかからないよう・・・記載しているが併せて、東南海地震最大規模の津波高をも留意検討し対策を望みます。
S	55	2、全体計画 P9、10 計画ごみ処理量 エネルギー回収施設で、2019年 55,296t/年 2027年 5,0876t/年と計画されており、人口減少も加味して、減ってはいますが、脱炭素・気候危機を回避するには、とても不十分です。現在、ゴミ減量に雑紙の回収などが訴えられていますが、可燃ゴミで一番減らすべきは、生ゴミだと思います。生ゴミを回収することはなかなかむずかしいとは思いますが、専門家、市民、自治体が検討会など作り実施に踏み出すときだと思います。生ごみ減量から計画を立て直してください。
	56	2022年4月「プラスチック資源循環促進法」が施行されます。それにより、可燃ゴミの量はどれくらい減るのか製品プラスチックが加わり、プラスチックはどう処理されていくのか。それを組合は民間業者にすべてまかせられるのか、など不安がいっぱいです。この法律ができる前の計画で進めていくことは危険だと思います。
	57	P.163 6. 施工計画 (2) 工事工程計画 (案) 地域住民の合意もまだ得られておらず、又近隣住民の周知もほとんどないままで、計画を進めず、もう一度検討していただくことを望みます。
T	58	プラスチックを燃やすことについて ゴミは分別を心がけています。生ゴミもできるだけ乾かしています。プラスチックを分別していない袋がけっこうあります。若い人は忙しいのでたいへんだと思いますが、もやさないようにしてほしいです。
	59	計画の話を知ると、ゴミの処理量は人口減を考慮されているとのことですが、もっと減らすよう努力工夫してもやさないようにしてほしいです。これ以上夏が暑くなるとほんとうにたいへんです。よろしくお願いします。
U	60	14ページ DBO方式 DBO方式で20年間委託することになっているが、多岐にわたる業務を長期間、ひとつの会社にまかせるのはいかなものか。結果として、マゴ受けなどで大会社がもうけるだけなのでは。再考して下さい。税金を使って建物をたて民間に供するだけと考えてしまう。
	61	温暖化対策としての熟慮がない。

意見者	No.	寄せられた意見
V	62	<p>知人に誘われて説明会に参加しました。質問者の質問を聞いて、私にもいろいろ疑問がみえてきました。</p> <p>「プラスチック資源循環法」が来年4月に施行され、今後もSDGsに向けて法律も変わってくるかもしれません。この計画どおり新設されれば今後20年間（あるいは50年後まで）のゴミ処理の方法が決定されてしまいます。焼却方法の課題で（P.9）灰の資源化は楽観的であり、「全国的に多く採用されている」（P.10）「事業者選定時の競争性の確保」（P.10）などでも処理方法を決定されたようにも感じます。</p>
	63	<p>一民間事業者委託へのリスクも含め、巨額をつぎ込んで設備投資をした売電が今後の時代に促したものか、もう一度基本にもどってゴミの減量策を優先にした計画を考えていただけたら、次世代の人達に喜んでもらえるのではないのでしょうか。</p>
	64	<p>又、説明会を十分にすることで、建設後に市民の理解と協力を得られるのだと思います。よろしくお願い致します。</p>
W	65	<p>「ごみ処理施設整備基本計画（案）」への意見</p> <p>いつもお世話になっております。私は伊勢市民です。タイトルの件で、あまり報道がされておられないので、よくわかりません。かつて北勢の方で失敗をした「ゴミ発電」とはどう違うのか等、説明会の回数があまりにも少なすぎるのではないのでしょうか？地球環境問題への関心が世界的に高まっている昨今、伊勢市周辺のゴミをどのように処理していくか、幅広い市民への広報とともに、市民参加型の取り組みにしていくために、きめ細かい市からの説明が必要です。よろしく申し上げます。</p>
X	66	<p>我家は畑に生ごみをうめているし紙類プラごみ等はリサイクルに回しているしペットボトル飲料等ほぼ買わないしあまりごみは出ない。しかしよそは全体的には年々ごみは増えつづけている。学校教育でもごみ問題を一緒に考えごみの減量を教えていくべきだと思う。</p>
	67	<p>伊勢広域の新ごみ処理施設計画ではプラごみをもやして、ゴミ発電で作った電気を売るとか…プラを燃やせばダイオキシンも出るし地球温暖化にますます歯止めがきかなくなる。</p>
	68	<p>テレビで見たのだが地域ぐるみでごみの分別収集にとりくみごみ処理費用を節約している地域があり全国からも見学にくるそうですがそういった所に学ぶべきだと思います。</p>
	69	<p>企業が出すごみも減らす方法を考える必要があると思う。</p>
	70	<p>建設に500億円もかかるのかも疑問です。</p>
Y	71	<p>ゴミ問題は市民全体が日常時に努力する事であり書類等を閲覧できる機会が少ない人々にもわかりやすく解説していただけるためにも説明会のようなものを持っていただきたい。その機会が未来へのゴミ問題解決へのスタートになると思う。</p>

意見者	No.	寄せられた意見
Z	72	①気候変動の悪化を少しでも食い止めることが重要である。そのためには、とにかく、物を燃やさない。特にプラスチック類を燃やさないことに力を注ぐ必要がある。ゴミはなるべく燃やさないことが重要。
	73	ゴミ発電は、ゴミの減量に反する施設である。たとえそのことによって、電力を売り、多少の利益が生まれるとしても、大気汚染にすこしでも悪影響を与えるなら、進めるべきではない。ゴミ発電は、「燃やすことは悪くない。リサイクルの一種だ」という意識を広げてしまう恐れがある。これは良くない。
	74	②ゴミを燃やして発電することは、真のリサイクルとは言えない。環境問題の解決策は、ゴミを減らして、焼却量を減らすことである。
	75	③ゴミ発電のメリットは、売電利益であるが、ゴミ発電施設の建設費と維持費は、その額を超えるものであり、総合的にみれば「利益」とはいえない。利益どころか、むだな財政支出である。
	76	④ゴミ発電計画は本年6月に成立した略称「プラ資源循環促進法」に反する。小泉環境大臣は「熱回収をリサイクルとは呼ばない」と言った。さらに、ゴミ発電等への国の交付金支給を見直し、真のリサイクルを支援する仕組みに切り替えるとしている。国も姿勢を変えつつあり、ゴミ発電は、時代遅れということである。この際、勇気を持って、計画を見直すべきである。
	77	⑤説明会が、4市町で立った1回ということは、市民住民に対して、失礼である。大金は市民住民の税金である。もっと説明すべきである。せめて、伊勢市内で、あと1回。3町まとめて1か所で開催してはどうか。
AA	78	①総事業費504億円は高すぎます。
	79	②ごみ発電は、問題がいっぱい。ごみの量はへらさないと。ダイオキシンの発生は、ごみの焼却を減らすことにより少なくなるのではないですか。
	80	③周辺住民への説明は十分にしてほしい。
	81	④広域での処理施設は、責任が十分はたせないのではないのでしょうか。
AB	82	ごみ処理施設整備基本計画案への意見 プラ資源循環促進法が成立したことで、今のごみ処理施設が適切かどうか考えて欲しい。2050年に二酸化炭素排出実質ゼロにむけて、焼却ありきのごみ処理施設に再考の余地があるように思われます。
AC	83	工事費の高い費用について ごみ処理施設の工事費が大変高いです。もう少し考えて安い費用で作って下さい。
AD	84	昨年伊勢市の出前講座でゴミ減量の話を行いました。係の方は熱心に教えて下さいました。全国でも伊勢市はゴミ減量の運動は活発で良い成績だと教わりました。各家庭はゴミの減量に努力しています。智慧をしばって新しい法整備を勉強して省エネ コストダウンで市民への説明を充分にして同意を得る事が大切だと思います。住民人口は減りつづけていますし大災害や気候

意見者	No.	寄せられた意見
		変動に不安がありますので慎重にすすめて下さい。
AE	85	<p>工事費について</p> <p>新施設の総事業費 504 億円は、松阪市と比較すると高すぎます。(規模や建設時期が違うとはいえ) 住民が納得できる事業費にすべきではないでしょうか。</p>
AF	86	<p>ごみ処理施設整備基本計画(案)について</p> <ul style="list-style-type: none"> 数百億円の計画について市民への説明がたった1回では「周知した」ことにはならないと思います。伊勢市、明和町、玉城町、度会町での説明会を開くべきです。知らせないままに計画を進めるやり方では、市民の関心は高まらないし、協力は得られないと思います。先行する松阪では説明会もきちんとされたと聞きますので、ご検討ください。
	87	<ul style="list-style-type: none"> CO2排出量がわからないままでは、環境への影響を判断できないので、それまで待つて検討すべきだと思います。
	88	<p>4月の「プラスチック資源循環法」施行を待ち、その内容やゴミの変化を確認した上で、より良い施設を検討する方が、長期的な視野に立った環境により良い施設になると思います。法律施行まで待つて見直してください。</p>
AG	89	<p>〈意見〉</p> <p>建設候補地になっている西豊浜町の住民です。</p> <p>行政としてはものごとを計画的に進められ、地元では2年前(2018)の住民説明会において「なぜ、西豊浜町が建設候補地の最有力なの。」「なぜ、他地区に設置しないの」の疑問に対して、行政側からの回答は、いくつかの候補地の中から「土地利用の現況」「経済性」「周辺の状況」等を点数評価して選定したとの回答を繰り返すだけです。今年(2021年4月・8月)の住民説明会でも同じ質問が何回も出てくる中、行政はその詳細内容(他の候補地など)を公表せず、地元住民の疑問は完全に払しょくされたとは、言い難いものがあります。</p> <p>建設候補地であることが示されてから二年が経過し、行政は法に準拠して「環境影響評価方法書の作成」や、「都市計画の素案作成」「ごみ処理施設・基本計画策定」が着々と進められ、4市町の住民は建設候補地ではなく、西豊浜町が建設地に決定していると誤解している方が、多数いることをご存じでしょうか。</p> <p>また、2021年8月6日の建設工業新聞(10面)には、「三重県伊勢市、明和町、玉城町、度会町で構成する伊勢広域環境組合は、ごみ処理施設の整備基本計画案をまとめた。伊勢市西豊浜町にある現ごみ処理施設の東側隣接地に、処理能力日量205トンの可燃ごみ処理施設とマテリアルリサイクル推進施設をDBO(設計・建設・運営)方式で整備する。2022年度に事業者募集手続きを開始、23年度中に事業者を選定、27年10月の稼働を目指す。設計・建設費は287億1000万円を見込んでいる。</p>

意見者	No.	寄せられた意見
		<p>現施設の老朽化に伴い新施設を設ける。現在、環境影響評価（アセスメント）と都市計画決定手続きを進めている。</p> <p>基本計画によると、建設地は約3・5ヘクタール。可燃ごみ処理施設は、ストーカ方式の日量102・5トン炉2基で構成。マテリアルリサイクル推進施設の処理能力は5時間当たり33・5トン。浸水対策のため、敷地を約1メートル盛り土する。設計・建設費は可燃ごみ処理施設が216億7000万円、マテリアルリサイクル推進施設が70億4000万円。運営期間20年間を含めた総事業費は504億2000万円。</p> <p>順調に行けば23年度に設計に入り、24年度に敷地造成と施設建設に着手する。</p> <p>新施設完成後、既存の粗大ごみ処理施設、可燃ごみ処理施設などは解体し、跡地に住民のための公園を設ける予定。リサイクルプラザは解体せずに利用方法を検討する。」</p> <p>と掲載され、紙面からは建設地は西豊浜町に決定しているかの如く記載されています。現在、基本計画案は縦覧中（8/4～9/3）であり、建設地はひとり歩きしています。</p>
	90	<p>時間とともに外堀が埋められて、このまま突き進むのは地元住民を無視していると思います。行政側は大いに反省をして頂きたいし、建設候補地の住民に対して丁寧な説明をし続け、地元地域に対して大いなる周辺環境整備内容を示して頂きたい。</p>
	91	<p>次に基本計画（案）に示されている「8つの基本方針」の中に「6. 地域に開かれ親しまれる施設」と記されていますが、その内容は環境学習計画（見学ルート、研修室、情報閲覧コーナーの設置）と構内公園の設置だけですか。さらなる項目の充実をお願い致します。また、「7. 地域社会に貢献できる施設」の中に、地域の企業や人材育成、資源・エネルギーの地産地消等、地域に貢献できる施設の整備を目指すと記されています。本項目に関する提案・審議の深さが見当たりません。起案者は本項目を無視しているのですか。どのような内容で地域社会に貢献するのですか。議論されましたか。地元地域が発展するような施設の整備計画案の話は、一切聞こえて来ませんが「地域に貢献できる施設の整備を目指す」の具体的な内容をお示し頂きたい。検討のやり直しを要求します。（各項目に対して「7 地域社会に貢献」のマークを無理やりに貼り付けているだけです）</p> <p>清掃工場のクリーンなイメージを創り出すと同時に、地元の西豊浜町区内が将来発展するよう、清掃工場付近に人が集まる施設の建設をして頂きたいと考えます。例えば、健康増進施設の建設、産直市場や農業体験場の設置、おかげ横丁農業版、農業の駅、市民の憩いの場、スポーツ広場等の建設（設置）を実施してください。</p> <p>そのようにして、文字通りの「7. 地域社会に貢献できる施設」をつくり上</p>

意見者	No.	寄せられた意見
		<p>げて下さい。</p> <p>基本計画策定後には、地域住民から喜ばれる「人の集まる施設の建設等」を関係団体と計画立案をして、楽しくて住みよい地域になるよう進めて頂きたいです。すばらしい「8つの基本方針」で地元住民（市民含む）の心を和らげ、文言だけ・方針だけで何の計画・実施をしないのでは、50年前と同じで、地元民は「だまされた」との話になり恥ずかしい限りです。何も実施しないのは、基本方針に反しますし、市民を欺くこととなります。とにかく、地元住民は清掃工場の建設だけでは、誰もが好意的になることは、できないのです。また、地元住民が納得しないと計画通りに物事を進めることがむずかしいことをご理解ください。</p>
AH	92	<p>2022.4月施行の「プラスチック資源循環促進法」に基づき、見直しを一計画案そのものを原点に戻してください。脱炭素の社会を目指す今、ごみ減量不十分なまま、総事業費が500億円超えるなど広域組合は新ごみ処理施設の2026年稼働を目指して決定を予定しているが、不十分な計画案、説明不足が目立ちすぎます。「自画自讃のコンセプト」どこにごみ問題の住民の合意、住民参加のない一人歩き広域処理問題等無責任極りない。住民の力を最大限引き出し、情報公開し、再度、説明責任を果してください。禍根を残さないために、今からでも遅くありません！</p>
AI	93	<p>新ごみ処理施設計画案について</p> <p>新ゴミ施設の総事業費は504億円と見積りされています。伊セ市では市職員の皆様や市民の皆様の努力で分別ゴミの回収が高度に進められかなりのゴミ削減がされていると聞いております。</p> <p>しかし、今回の新ゴミ施設計画では高熱を排出するあらゆるプラスチックも処理場に投げ入れ、その熱量を電気会社に売って利益を創出するという計画のようですね。</p> <p>しかし来年度からは世界も日本の小泉環境大臣もそのプランはもう時代遅れと言っています。「熱回収をリサイクルとは呼ばない」ことを強調しています。プラ資源循環促進法が6月4日参院本会議で可決、成立しました。</p> <p>来年3月まで、本計画案の決定を待ってください。</p>
	94	<p>ごみ処理施設整備基本計画（案）の見直しを求める。</p> <p>第二章6ページで、プラスチック製容器包装の処理方針は来年施行される「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に則って行われるべきものです。今の計画は、この法律に則ってはいません。</p>
AJ	95	<p>また熱回収のために発電設備を導入することには賛成しますが、売電収入を過大に見積もっているとしか思えません。発電設備は、自施設消費電力をまかないつつ、余剰電力を売電する程度で十分であると考えます。売電を行いたいなら、施設内に太陽光パネルを取り付け、太陽光パネルによる電力の売電に務めるべきではありませんか？</p>

意見者	No.	寄せられた意見
	96	また、今回の計画の説明会を伊勢市のみで、一度のみというのも理解できません。莫大な建設費用がかかる計画なのですから、複数回の説明会を開催するべきです
	97	また計画策定における透明性がないと考えます。いきなり計画案を提示されても困ります。どこでどのように話し合われたのか。話し合いの議事録を掲載してほしいです。以上です。
AK	98	<p>1 一地方のゴミ処分場も公共施設であるからこそ、環境への配慮に特別重い責任があります。一度建設したら何十年も使わざるを得ない施設を、拙速にすすめない事、白紙撤回を求めます。</p> <p>○計画立案推進には、ゴミ問題・資源・環境問題の専門家や研究者、市民の代表をメンバーにする。</p> <p>○科学を重視し、民主主義的運営を。</p> <p>○他の自治体の先進的な取組みを視察・研究して、伊勢市に適用できる計画を。近隣では、松阪市が専門家を招いて、衆知を集めてより良い処分場に行っています。</p>
	99	<p>2 「はじめに焼却ありき」を徹底的に見直す。</p> <p>○「ゴミ発電」は、平成の時代の考え方であり、現在、環境省も「熱回収はリサイクルとは言えない」との方針に前進しました。燃やせば燃やすほど、環境への負荷が高まり、地球規模、また、この地域の災害の激化による人的物的被害を大きくすることは目に見えています。</p> <p>○補助金をもらって「発電」「売電」より、燃焼を最小限にして、より安全な施設にしたいと願います。補助金も建設費も、大切な税金が財源であることを忘れてはいけません。</p>
	100	<p>○ゴミを減らす…①プラゴミについて。市のゴミ減量化への決意、市民への啓蒙活動、市民の協力、商業界や産業界への協力を推進する。それによって、処分場の量を入口から減らすことができます。</p>
	101	<p>○②生ゴミを燃やそうとするから、プラスチック系のゴミを加えなくてはならない。生ごみの堆肥化を市として進める。全国でのすすんだ実践に学んでほしい。</p> <p>○広報でのゴミ減量化の啓蒙活動には敬意を表します。伊勢市のスーパー業界が、いち早くレジ袋の有料化、マイバッグ推奨などの実績があります。市の雑紙や天ぷら油の回収も有効に機能していると思います。市民の意見も聞いて考えてほしい。</p>
	102	<p>3 進め方について…住民の意見を公聴し尊重する姿勢が不足している、と思わざるをえません。</p> <p>8/16(月)の住民説明会について、1市3町共同の施設であるのに、伊勢市のみ、しかも1回、1時間を予定していたとは。せめて、最低でも各自治体1回ずつ開かなければ、住民ないがしろとしか判断できません。</p>

意見者	No.	寄せられた意見
	103	説明会の日程…パブコメが始まる前に行くべき。8/4 パブコメ開始から10日以上経ってからの説明会では、周知する前に開始となり、不十分です
	104	曜日の設定…月曜日の夜7時では、多くの市民町民は参加しにくい。土日も設定するべき。 当日の時間設定…7時～8時の1時間では短すぎます。40分間の提案説明、その後の20分間で住民の質問意見が汲みとれるはずがありません。 ●あらためて住民説明会を各市町で開くよう要望します
	105	●それ以上に、ゴミを燃やして発電、売電する、現在の世界のすう勢や国の環境政策にも反するこの計画を白紙撤回してほしい 以上
AL	106	計画されているエネルギー回収をするごみ処理施設は、発電のために大量のプラスチックごみを必要とし、「プラスチック資源循環法」を施行する国や現在の環境意識に逆行するものと考えます。
	107	また、売電利益を得るために建設費や維持費をかけることは利益より財政負担の方が大きくなり無駄な支出であると思います。
	108	ゴミを減らして焼却量を減らすよう計画の見直しをしてほしいと思います。
AM	109	約500億円もかかる新ゴミ焼却場（ゴミ発電）は見直すべきです。
	110	ゴミを燃やして発電する「ゴミ発電」施設は熱効率を高める必要からプラスチックをより多く投入し、ダイオキシン発生も懸念されます。
	111	環境大臣も「熱回収（ゴミ発電等）はリサイクルとは言わない」と述べています。高額でリサイクルに反する「ゴミ発電」はただちに見直すべきです。
AN	112	市民の税金を何百億と使うのに市民に対しての説明会がたった1回しか行われぬ…何故それでいいと思うのか不思議でならない。「市民は黙っていなさい」か「市民にあまり知られたくない」か…私たちは自分たちが出すゴミにかかわることなので責任をもって一緒に考えたいし、より良い施設をつくってもらえるよう、一生懸命応援したいです。ぜひ、納得いくだけの説明会をひらいてください。住民の方に顔を向けてください。
	113	/事業所のごみの減量と分別をもう少しできないか？/未来に向けて負の遺産にならないか心配な大型焼却炉です。ごみをたくさん出さないといけないような施設に思えてなりません。/この事業を委託される業者との関係、話し合いの内容など、ちくいちガラス張りにしてほしいです。
AO	114	伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備基本計画（案） P.2 基本方針 5 CO ₂ 排出量低減について ごみ焼却によりCO ₂ が発生し、地球温暖化、ゲリラ豪雨の原因になっています。2050年までにCO ₂ を100%減らして実質ゼロにすることは無理です。この施設は業務期間が20年だと書いています。莫大なお金を投入して施設を造るなら、子供や孫に楽に手渡せるように考え直して下さい。

意見者	No.	寄せられた意見
	115	夜の説明会には参加できません。昼間、開催してください。
AP	116	ごみ処理施設整備基本計画について次のことを要望します 1. ごみの減量化を住民と共に進め、特に事業系ごみにメスを入れる。
	117	と同時に事業系ごみの搬入料金の見直しをする
	118	2. コロナ禍対策に政府も専門家の委員会を設置しているように伊勢広域として企業の息のかかっていない専門家による委員会を設置しその意見を求める 多額の事業費を組合加入の自治体住民が背負うわけですから最小の経費で最大の効果を得るように皆が知恵を出し合い工夫を凝らして、住民に安心して任せられる広域組合であってほしい。 以上
AQ	119	地球温暖化の影響による気候変動が大問題になる中、これまで通りの焼却中心のゴミ処理では問題が大きすぎる。
	120	しかも、経済性の部分で、総事業費に対して、売電収入があまりにも少ない。
	121	しかも、本年6月に成立した略称「プラスチック資源循環促進法」によれば、プラゴミを焼却する「熱回収」を減らす一方で、リサイクル量を増やすことを重視している。小泉環境大臣は「熱回収はリサイクルとは呼ばない」事を強調している。思い切って計画を見直すべきである。
AR	122	案件名 ゴミ処理施設整備基本計画案 1. ゴミ発電は時代おくれである 国は来年4月に「プラスチック資源循環法」を施行し、プラスチック製品「分別回収・再商品化」などを進めようとしている。レジ袋などの使いすてのプラ製品の生産を少なくしようとしていることは周知の通りである。ゴミ発電を含むこの計画は発電のために大量のプラゴミを必要とする施設であり法律や現在の環境意識と逆行するものではないか。
	123	2. 費用対効果を説明せよ ゴミ発電で作った電力を売れば20年間で50億円だそうだが、そのための施設に100億円かけるのは不合理である。すべて国民の税金で造るのだからしっかり説明してほしい
	124	3. 市民に広く理解を求めて説明を尽くせ まず広報で何度も計画を説明し、対面した説明会をひらいてほしい。また、パブリックコメントのことを知っている人がどれほどいるだろうか。自治区の区長から「何のことをいっているのかわからないお知らせ」の回覧板が回った。「～だそうです～のようです」の連続だった。よく読めばパブリックコメントのことを言っているようだが、パの字もない。 市が広報を通じて知らせなければいけないことを区長に丸投げしたようだ。広報の役目をよく考えてほしい。504.2億円の税金を投じる施設であり市民が出す廃棄物の処理に関する問題なので市民全員が関係者であるから知る

意見者	No.	寄せられた意見
		<p>必要がある。広報で説明すべきことである。広報で料理の紹介などやっている場合でない。市のやり方を見ていると、できるだけ市民に知られないうちに造ってしまおうとしているようだ。</p>